

2022年4月15日

お客さま各位

株式会社 三井住友銀行

カードローン規定改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

2022年5月16日（月）に、SMBCコンシューマーファイナンス株式会社が保証する「カードローン規定」を改定します。

記

1. 対象の規定

商品名	対象の規定
カードローン	カードローン規定

2. 改定概要

改定する条項	改定概要
第2条（本取引）	新設する第14条の2に基づき、取引の全部または一部を制限させて頂くことを明記します。
第14条（新規借入の停止）	マネー・ローンダリング等のリスクが払拭できない場合に新規借入を停止させて頂くことを明記します。
第14条の2（取引の制限等）	取引制限等に係る条文を新設し、お客様へのご依頼事項等を明記します。
第15条（本契約の終了）	マネー・ローンダリング等のリスクが払拭できない場合に本契約を終了させて頂くことを明記します。

※改定内容の詳細は、本書末尾に記載の新旧対比表をご参照ください。

【お問い合わせ先】

本件についてご不明な点等がございましたら、三井住友銀行カードローンプラザ（フリーダイヤル 0120-923-923）までお問い合わせください。

<受付時間>

・9:00～18:00（土日・祝日、12月31日から1月3日を除く）

以上

カードローン規定

改定前

改定後（案）

カードローン規定

（省略）

第2条（本取引）

（省略）

（2）借主は、第5条に定める契約極度額を超えない範囲で、第4条に定める契約期限内において、繰り返し追加して借入できるものとします。ただし、第8条第5項または第14条に基づいて新規借入が停止され、または、第15条に基づいて本契約が終了した場合は、この限りではありません。

（省略）

第14条（新規借入の停止）

（1）第12条第2項各号が生じたとき、当行は契約期間中であっても通知・催告等なしに新規借入を停止することができるものとします。

（省略）

<新設・挿入>

カードローン規定

（省略）

第2条（本取引）

（省略）

（2）借主は、第5条に定める契約極度額を超えない範囲で、第4条に定める契約期限内において、繰り返し追加して借入できるものとします。ただし、第8条第5項、第14条または第14条の2に基づいて新規借入が停止され、または、本規定に基づく取引の全部もしくは一部が制限され、または、第15条に基づいて本契約が終了した場合は、この限りではありません。

（省略）

第14条（新規借入の停止）

（1）第12条第2項各号が生じたとき、または、本取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると認められる場合、当行は契約期間中であっても通知・催告等なしに新規借入を停止することができるものとします。

（省略）

第14条の2（取引の制限等）

（1）当行は、借主の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、借主に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、借主が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じないときは、本規定に基づく取引の全部または一部を制限することがあります。

（2）日本国籍を保有せずに本邦に居住している借主は、在留資格および在留期間その他の必要

カードローン規定

改定前

改定後（案）

15条（本契約の終了）

（省略）

<新設・挿入>

（省略）

以上

な事項を当行の指定する方法によって届出るものとし、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、本規定に基づく取引の全部または一部を制限することがあります。

（3）本条第1項の確認や資料の提出の依頼に対する借主の対応、具体的な取引の内容、借主の説明内容およびその他の事情に照らして、本取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると認められる場合には、当行は、本規定に基づく取引の全部または一部を制限することがあります。

（4）本条第1項、第2項および前項の定めにより取引が制限された場合であっても、借主の説明等によりマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められるときは、当行は速やかに当該取引の制限を解除するものとします。

15条（本契約の終了）

（省略）

⑤マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき。

（省略）

以上